

令和6年度奈良県医療費適正化実行力向上市町村支援業務委託
公募型プロポーザル評価基準

評価項目	評価事項	配点 ①×②	基本点数 ①	調整係数 ②
1 人員体制や実績等の事業者適格性【20点】	①実施体制【様式8】	10点	5点	2.0
	【配置人員の経歴】 必要な知識・実績を有する者が本業務に充てられているか。			
	【人員配置】 本業務に適したチーム編成がなされているか。			
2 業務目標達成のための基本事項【5点】	②業務実績【様式3】 本業務に活かせるような十分な実績があるか。	5点	5点	1.0
	③情報管理体制（個人情報等）【様式9】 ・情報管理上の効果的な対策（運用上の仕組みやルール作り）の明記があるか。 ・情報管理に関する従業者への効果的な研修対策（計画）の明記があるか。	5点	5点	1.0
3 本業務に係る提案内容の納得性【65点】	①市町村を対象とした支援（集団型）の支援内容の提案【様式7-1】 ・市町村の保健事業運営力の向上に向けた支援の内容は、その目的やテーマ、その他実施概要が具体的に示されており、かつ、対象者が主体的に発言し、目的の達成に近づくことができる内容になっているか。 ・県全体や地域別の効果的・効率的な事業の検討・実行に向けた支援について、支援テーマの設定方法や支援手法が具体的に示されているか。	10点	5点	2.0
	②市町村を対象とした支援（個別型）の支援手法の提案【様式7-2】 ※県が個別支援実施市町村であると仮定し、提案すること ア 介入すべき層の見える化を具体的に例示できているか。 イ 効果的な個別支援の実施方法等について具体的に提示できているか。 ・課題の把握のための現状分析から、情報の整理、課題の設定、課題の深掘り、提案、実行に至るまでの支援プロセスについて、市町村と密に連携し主体性を引き出しながら支援することを想定できているか。 ・調査分析により明確化された課題について、深層にある原因を追究した上で、個別支援実施対象の状況に応じた提案ができているか。 ・支援内容は資料作成や分析に留まらず、事業の実施方法や体制の見直し等、広い視野で最適な課題解決手法を検討できているか。 ウ 行動変容を促すような他市町村への横展開手法の提案があるか。	25点	5点	5.0
	③県が行う市町村支援のための情報収集・分析・企画の手法の提案【様式7-3】 ・県による関係者への働きかけや県主体で実施する取組の検討・改善等を支援するための、具体的な思考プロセスや手法が提示されているか。 ・医薬品の適正使用、医療の適正受診等に関する調査分析の分析項目や分析手法を、具体的に提案しているか。 ・医薬品適正使用促進地域協議会に効果的な情報提供を行うための、情報収集や調査分析、資料作成等の手法を具体的に提案しているか。 ・生活習慣病の発症予防・重症化予防に関する調査分析の分析項目や分析手法、県が実施している事業に関する調査分析の手法と提案を行う視点について、具体的に提案されているか。	20点	5点	4.0
	④その他の提案【様式7-4】 ・その他、本業務の目的を達成するための効果的な独自提案がされているか。	10点	5点	2.0
4 経費の妥当性【10点】	【見積書】 評価点数は、次の式により求める。 評価点数＝10点×（最も安価な見積額／当該提案者が提示する見積額） ただし、小数点以下は切り捨てる。	10点		
合 計		100点		

◆採点方法

- 採点（基本点数）は5点満点とし、提案内容の評価結果により、次の5段階で行う。
（優れている：5点、やや優れている：4点、普通：3点、やや劣る：2点、劣る：1点）
なお、評価は絶対評価とする。
- 採点方法は、上記項目ごとに合計100点満点で評価を実施する。

◆候補者の選定方法

- 失格者を除いた者のうち、総合点が最も高い者で、かつ審査委員会の合議により認められた者を、契約の相手方の候補者として選定する。
- 最高点の者が複数の場合は、以下のとおり選定する。
ア 評価項目3②「市町村を対象とした支援（個別型）の支援手法の提案」の点数が高い者
イ アが同点の場合は、評価項目3③「県が行う市町村支援のための情報収集・分析・企画の手法の提案」の点数が高い者
ウ イが同点の場合は、評価項目3①「市町村を対象とした支援（集団型）の支援内容の提案」の点数が高い者
エ アからウがいずれも同点の場合は、第一位候補者の選定を審査委員長に一任する。
- 上記2点にかかわらず、次に掲げる項目を満たす場合は候補者として選定しない。なお、提案者が1者の場合もこれを適用する。
ア 総合点が6割未満の場合
イ いずれかの評価項目で審査員の平均点が5割未満の場合